

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飛騨市	飛騨市	(1) 神岡循環線 系統2	神岡振興事務所	奥飛騨温泉口、濃飛バス神岡営業所、割石温泉	神岡振興事務所	往 21.7km 循環	243日	1458回			路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所)	③
	濃飛乗合自動車株式会社	(2) 神原線		飛騨市内		往 km 復 km	243日	1215回			区間運行	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所/流葉温泉・スキー場)	③
		(3) 吉田線	濃飛バス神岡営業所	飛騨市民病院	流葉温泉・スキー場	往 18.3km 復 18.3km	361日	1087回			路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所/流葉温泉・スキー場)	③
		(4) 吉田線	濃飛バス神岡営業所	飛騨市民病院	吉田旧精米所前	往 13.1km 復 13.1km	361日	604回			路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所/流葉温泉・スキー場)	③
		(5) 吉田線	濃飛バス神岡営業所		割石温泉	往 4.8km 復 4.8km	310日	310回			路線定期	①	古川・神岡線(濃飛バス神岡営業所/流葉温泉・スキー場)	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。